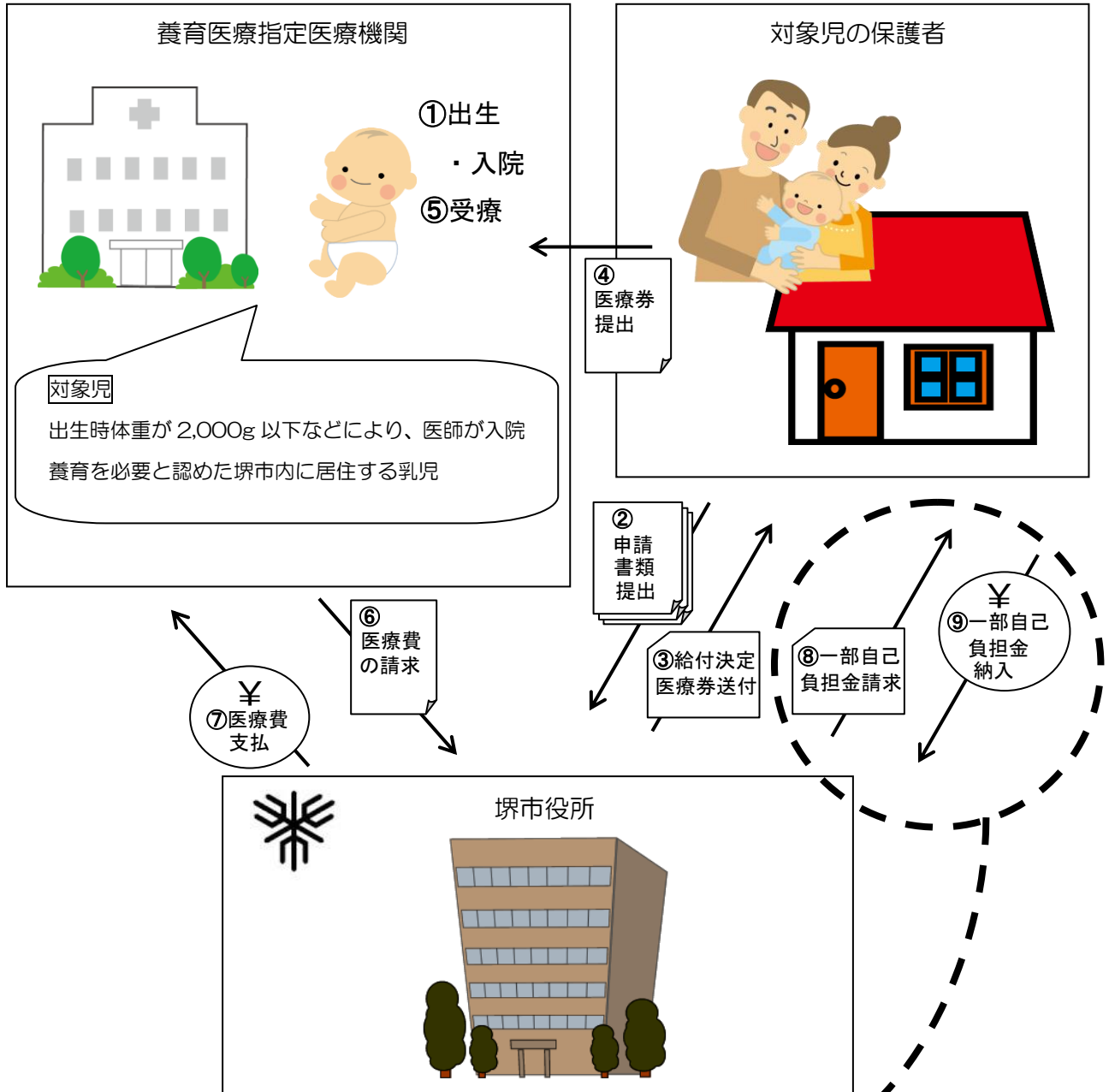


養育医療給付の一部自己負担金無料化（案）

■養育医療給付の概要

入院治療を必要とする養育医療の対象児に対して、指定養育医療機関において、その養育に必要な医療を給付。保護者の所得に応じて一部自己負担金あり。

※イメージ図



■平成29年度当初予算要求

養育医療対象児の保護者の

一部自己負担金を免除(※)し

当該医療に要する医療費を無料化

※平成29年4月以降診療分から対象。

●経済的負担軽減